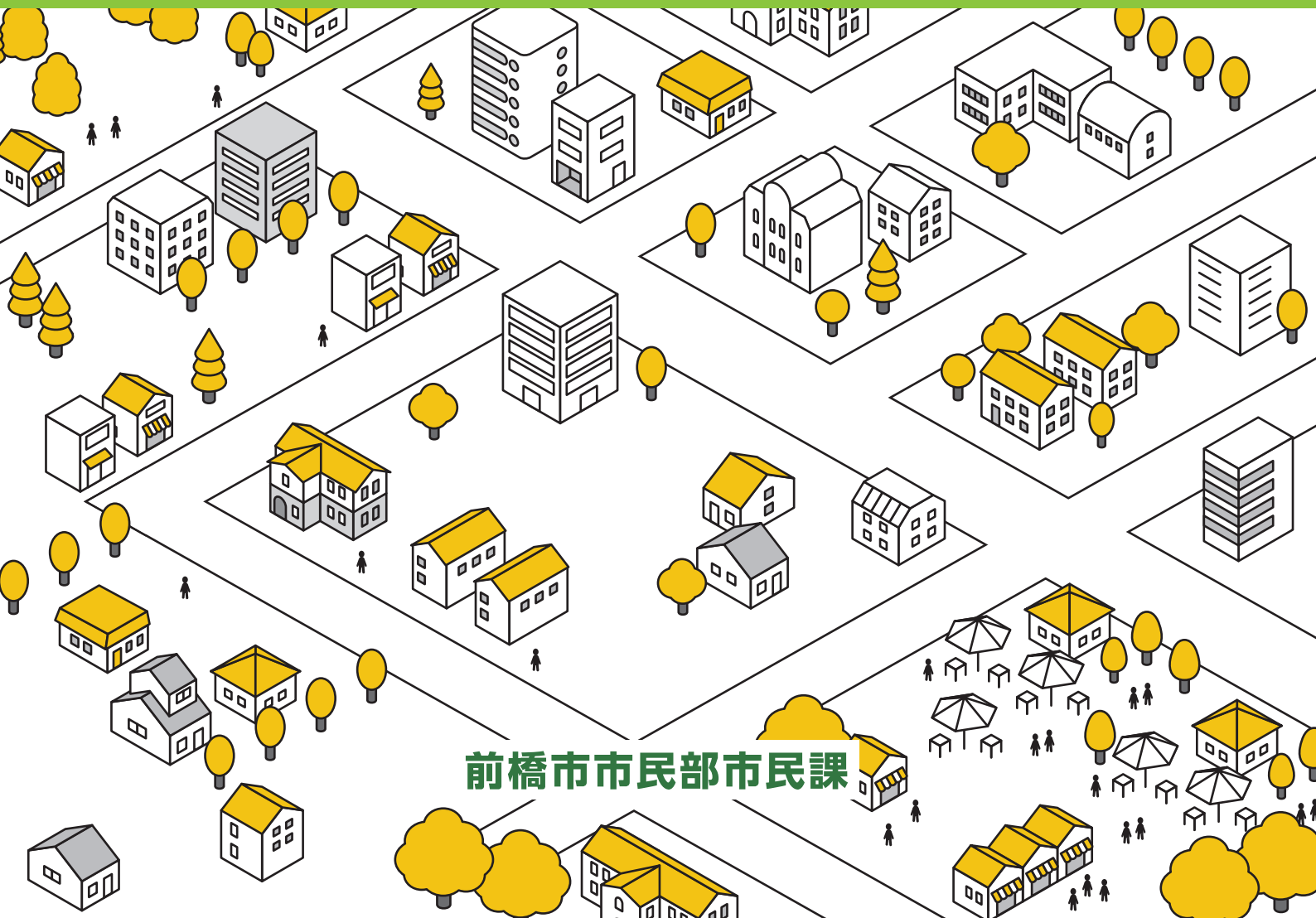




前橋都市計画事業六供区画整理事業

換地処分に伴う住所変更手続一覧表



前橋市市民部市民課

■ □市役所での手続き □ ■

市役所で行う住所変更手続きの一覧を掲載しますのでご確認ください。なお、本手続一覧表は住所変更手続きのすべてを掲載しておりませんので、必要に応じてご自身で住所変更の手続きをしてください。

手続きの内容	受付窓口
--------	------

住民登録関係【マイナンバー(個人番号)カード・在留カード・年金等】

<input type="checkbox"/> マイナンバーカード・住民基本台帳カード(顔写真つき)をお持ちの方 カードに新しい住所を記載(マイナンバーカードは表面、住民基本台帳カードは裏面へ)し、データの更新をします。 《必要なもの》マイナンバーカード または 住民基本台帳カード(顔写真つきのもの) ※手続きの際に、 <u>暗証番号(4桁の数字)</u> の入力が必要です。 詳細は、巻末【参考】を参照してください。	前橋市役所1階4番 市民課 《場所》前橋市大手町2-12-1 《直通》027-898-6101
<input type="checkbox"/> マイナンバーカード・住民基本台帳カードに登録した署名用電子証明書をご利用の方 署名用電子証明書(e-Taxやふるさと納税等の電子申請に使用するもの)は、住所変更により失効しますので、必要な方は新規発行の手続きをしてください。 なお、手続きの際に <u>暗証番号の入力(4桁の数字と6桁以上の英数字)</u> が必要です。 《必要なもの》マイナンバーカード ※住民基本台帳カードへの署名用電子証明書の新規発行はできません。 ※マイナンバーカードに発行されている利用者証明用電子証明書(コンビニ交付等で使用するもの)は住所変更があっても失効しません。 ※代理人の場合即日での手続きは出来ません。事前にお問い合わせください。 詳細は、巻末【参考】を参照してください。	前橋市役所1階4番 市民課 《場所》前橋市大手町2-12-1 《直通》027-898-6101
<input type="checkbox"/> 在留カード・特別永住者証明書(みなし証明書)をお持ちの方 カードの裏面に新住所等を記載しますのでカードを持参して手続きをしてください。	前橋市役所1階5番 市民課 《場所》前橋市大手町2-12-1 《直通》027-898-6106
<input type="checkbox"/> 年金を受給している方 日本年金機構にマイナンバーが収録されている方は、「住所変更届」の提出は不要です。ただし、住所変更が自動で行われないように設定されている場合は届出が必要です。マイナンバーの収録の有無、住所自動変更の設定状況が不明な方は、市民課年金係の窓口にお越しいただくか、基礎年金番号がわかるものをご用意いただいたうえで、年金事務所にお電話でお問い合わせください。 前橋年金事務所(お客様相談室) 《場所》前橋市国領町二丁目19-12 《直通》027-231-1709	前橋市役所1階9番 市民課 《場所》前橋市大手町2-12-1 《直通》027-898-6254

介護保険

<input type="checkbox"/> 介護保険の被保険者 (65歳以上の方、40~64歳で被保険者証の交付を受けている方) お手続きの必要はありません。新住所へ被保険者証等を郵送交付します。	前橋市役所2階37番 介護保険課 《場所》前橋市大手町2-12-1 《直通》027-898-6157 027-898-6158
--	--

国民健康保険

<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証(兼高齢受給者証)をお持ちの方 <input type="checkbox"/> 国民健康保険限度額適用(・標準負担額減額)認定証をお持ちの方 住所変更の手続きの必要はありません。新住所へ被保険者証等を郵送交付します。	前橋市役所2階22番 国民健康保険課 《場所》前橋市大手町2-12-1 《直通》027-898-6249
---	--

後期高齢者医療

<p><input type="checkbox"/> 後期高齢者医療の加入者(75歳以上の方又は65～74歳で一定の障害をお持ちの方)</p> <p><input type="checkbox"/> 後期高齢者医療限度額適用（・標準負担額減額）認定証をお持ちの方</p> <p><input type="checkbox"/> 後期高齢者医療特定疾病療養受療証をお持ちの方</p> <p>お手続きの必要はありません。新住所へ被保険者証等を郵送交付します。</p>	<p>前橋市役所2階23番 国民健康保険課 《場所》前橋市大手町2-12-1 《直通》027-898-6253</p>
--	---

福祉医療

<p><input type="checkbox"/> 福祉医療（子ども、ひとり親家庭、重度心身障害者）を受給している方</p> <p>住所変更の手続きの必要はありません。新住所へ受給者証を郵送交付します。</p>	<p>前橋市役所2階24番 国民健康保険課 《場所》前橋市大手町2-12-1 《直通》027-257-0680</p>
---	---

子ども

<p><input type="checkbox"/> 市立の小学校及び中学校に通っている方</p> <p>住所変更の手続きの必要はありません。。また、学校への報告も必要ありません。</p>	<p>前橋市役所10階 学務管理課 《場所》前橋市大手町2-12-1 《直通》027-898-5812</p>
<p><input type="checkbox"/> 市立の保育園に通われている方</p> <p>住所変更の手続きの必要はありません。また、保育園への報告も必要ありません。</p>	<p>前橋市保健センター2階 子ども施設課 《場所》前橋市朝日町3-36-17 《直通》027-220-5705</p>
<p><input type="checkbox"/> 市立以外の保育所（園）・認定子ども園等に通っている方</p> <p>住所が変更になったことを保育園等に報告してください。</p>	<p>市立以外の保育所（園）・認定子ども園</p>
<p><input type="checkbox"/> 児童手当を受けている方</p> <p>住所変更の手続きの必要はありません。</p>	<p>前橋市役所2階25番 児童手当窓口 《場所》前橋市大手町2-12-1</p> <p>前橋市保健センター2階 子ども支援課 《場所》前橋市朝日町3-36-17 《直通》027-220-5701</p>
<p><input type="checkbox"/> 児童扶養手当を受けている方</p> <p>住所変更の手続きの必要はありません。</p>	<p>前橋市保健センター2階 子ども支援課 《場所》前橋市朝日町3-36-17 《直通》027-220-5701</p>

障害福祉サービス、特定医療費受給等

<p><input type="checkbox"/> 身体障害者手帳をお持ちの方</p> <p>住所変更届等を提出してください。 《必要なもの》 身体障害者手帳</p>	<p>前橋市保健所1階 障害福祉課 《場所》前橋市朝日町3-36-17 《直通》027-220-5711</p>
<p><input type="checkbox"/> 療育手帳をお持ちの方</p> <p>住所変更届等を提出してください。 《必要なもの》 ①療育手帳 ②マイナンバーを確認するための書類</p>	<p>前橋市保健所1階 障害福祉課 《場所》前橋市朝日町3-36-17 《直通》027-220-5711</p>
<p><input type="checkbox"/> 障害にかかる手当等を受けている方</p> <p>特別児童扶養手当受給者のみ住所変更届等を提出してください。 《必要なもの》 特別児童扶養手当証書</p>	<p>027-220-5712</p>

手続きの内容	受付窓口
<input type="checkbox"/> 自立支援医療（育成医療・更生医療）の給付を受けている方 住所変更の手続きの必要はありません。新住所へ受給者証を郵送交付します。	前橋市保健所1階 障害福祉課 《場所》前橋市朝日町3-36-17 《直通》027-220-5711 027-220-5712
<input type="checkbox"/> 障害福祉サービス・障害児通所支援サービスを利用されている方 住所変更の手続きの必要はありません。新住所へ受給者証を郵送交付します。	
<input type="checkbox"/> 心身障害者扶養共済制度に加入している方 住所変更届等を提出してください。 《必要なもの》 加入証書又は年金証書	前橋市保健所1階 障害福祉課 《場所》前橋市朝日町3-36-17 《直通》027-220-5714
<input type="checkbox"/> 特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方 <input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方 住所変更の手続きの必要はありません。新住所へ受給者証を郵送交付します。	前橋市保健所1階 保健予防課 《場所》前橋市朝日町3-36-17 《直通》027-220-5785 027-220-5787
<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）、障害福祉サービス（精神）を受けている方 住所変更届等を提出してください。 《必要なもの》 ころの健康係までお問い合わせください。	

予防接種予診票《定期予防接種、新型コロナワクチン》

<input type="checkbox"/> 予防接種《定期予防接種、新型コロナワクチン》を予定している方 既に予診票が発行されている場合には、新たに発行手続きは不要です。 お持ちの予診票に記載の住所地を二重線で消し、新住所に修正してお使いいただけます。	前橋市保健センター4階 保健予防課 《場所》前橋市朝日町3-36-17 《直通》027-212-3707
--	---

水道

<input type="checkbox"/> 水道を使用している方 住所変更の手続きの必要はありません。	前橋市水道庁舎1階 お客様センター 《場所》前橋市岩神町3-13-15 《直通》027-898-3300 前橋市役所2階36番 水道局窓口 027-224-1111《内線》3200
--	--

各種業務・許可・営業・所在地届等

<input type="checkbox"/> 理容所、美容所、クリーニング所、旅館、興行場、公衆浴場に係る許可書をお持ちの方 住所変更届の提出をしてください。	前橋市保健所2階 衛生検査課 《場所》前橋市朝日町3-36-17 《直通》027-220-5777
<input type="checkbox"/> 食品営業に係る許可書をお持ちの方 住所変更の手続きは必要ありません。許可書等の修正を希望される方は、窓口にて手続きを行ってください。	前橋市保健所2階 衛生検査課 《場所》前橋市朝日町3-36-17 《直通》027-220-5778

手続きの内容	受付窓口
<input type="checkbox"/> 管理医療機器販売・貸与業者の方 <input type="checkbox"/> 薬局開設者、医療品販売業者の方 <input type="checkbox"/> 診療所を開設している方 <input type="checkbox"/> あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師として施術所を開設している方 <input type="checkbox"/> 歯科技工所を開設している方 直ちに住所変更の手続きを行う必要はありません。他の変更時に併せて手続きを行ってください。	前橋市保健所 2階 保健総務課 《場所》前橋市朝日町3-36-17 《直通》027-220-5782
<input type="checkbox"/> 介護保険事業者の方 住所変更の手続きをしてください。	前橋市役所2階37番 介護保険課 《場所》前橋市大手町2-12-1 《直通》027-898-6132
<input type="checkbox"/> 障害福祉サービス事業者の方 該当する事業者は、変更届出書類をぐんま電子申請システムから提出してください。	前橋市保健所1階 障害福祉課 《場所》前橋市朝日町3-36-17 《直通》027-220-5713

■ □市役所以外の官公庁・団体での手続き □ ■

市役所以外での関係機関で行う住所変更手続きの一覧を掲載しますのでご確認ください。なお、本手続一覧表は住所変更手続きのすべてを掲載しておりませんので、必要に応じてご自身で住所変更の手続きをしてください。

手続きの内容	手続窓口
--------	------

自動車運転免許・自動車登録

<p><input type="checkbox"/> 自動車運転免許証をお持ちの方</p> <p>住所変更等の手続きが必要です。（代理人の場合はほかに代理人依頼書が必要です。代理人が同居の親族等の場合は、事実確認ができる公的な証明で構いません。） 詳細については、群馬県総合交通センターにお問い合わせください。 《必要なもの》運転免許証、市役所発行の変更証明書</p>	<p>群馬県総合交通センター 《場所》前橋市元総社町80-14 《TEL》027-253-9300</p>
<p><input type="checkbox"/> 自動車・排気量126cc以上の二輪車をお持ちの方</p> <p>住所変更等の手続きが必要です。 《必要なもの》</p> <p>①250cc以下の二輪車（軽二輪） 軽自動車届出済証、市役所発行の変更証明書 ※代理人の場合は委任状が必要です。</p> <p>②251cc以上の二輪車及び自動車 自動車検査証、市役所発行の変更証明書 ※代理人の場合は委任状が必要です。 ※自動車検査証の住所と変更証明書の住所が相違している場合は別途ご相談下さい。</p>	<p>関東運輸局群馬運輸支局 《場所》前橋市上泉町399-1 《TEL》050-5540-2021 サービスコード037</p>
<p><input type="checkbox"/> 軽自動車（三輪・四輪）をお持ちの方</p> <p>住所変更等の手続きが必要です。 《必要なもの》申請書、市役所発行の変更証明書、自動車検査証</p>	<p>軽自動車検査協会群馬事務所 （コールセンター） 《場所》前橋市五代町1047-2 《TEL》050-3816-3109</p>

不動産登記・法人登記

<p><input type="checkbox"/> 区画整理区域に住所登録をしている方で</p> <p>①土地・建物を所有している場合</p> <p>②抵当権、地上権、賃借権などの権利者等として登記している場合</p> <p>■住所変更登記等を申請する場合は、市役所が発行した変更証明書を登記申請書に添付してください。（変更証明書の提出により登録免許税は免除になります。）</p> <p>■不動産登記については、区画整理事業に基づく登記事件処理のため、事務停止期間（※）があります。</p> <p>※区画整理区域内の土地・建物に関する登記事務停止について</p> <p>区画整理区域内の土地・建物については、換地処分登記が完了するまで、一般の登記手続（住所変更手続、売買・贈与等による所有権移転登記等）や登記事項証明書、地図・図面に関する証明書交付事務が停止されます。 ※詳細は前橋地方法務局のホームページをご覧ください。</p> <p><input type="checkbox"/> 区画整理区域内に会社又は法人の本店又は支店若しくは代表等の住所がある場合</p> <p>■会社・法人の本店・支店（主たる事務所・従たる事務所）の所在地の変更登記を申請する場合は、市役所が発行した変更証明書を登記申請書に添付してください。 ※変更証明書の提出により登録免許税は免除になります。</p> <p>■商業・法人登記については、換地処分の登記手続による登記事務の停止はありません。 ※詳細は前橋地方法務局のホームページをご覧ください。</p>	<p>前橋地方法務局 （不動産・法人登記部門） 《場所》前橋市大手町二丁目3-1 前橋地方合同庁舎4階 《TEL》027-221-4466（代）</p>
--	--

健康保険・年金

<p><input type="checkbox"/> 区画整理区域内に適用事業所がある厚生年金保険等加入事業者の方</p> <p>所在地変更届の提出が必要です。 《必要なもの》健康保険・厚生年金保険適用事業所在地名称/所在地変更（訂正）届、 法人事業所の場合⇒法人（商業） 謄本のコピー 個人事業主の場合⇒事業主の住民票のコピー 個人事業所の場合⇒公共料金の領収書のコピー ※届出用紙は日本年金機構ホームページからのダウンロードできます。</p>	<p>前橋年金事務所 《場所》前橋市国領町二丁目19-12 《TEL》027-231-1719</p>
<p><input type="checkbox"/> 協会けんぽ加入の健康保険任意継続被保険者の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 健康保険任意継続被保険者住所変更届を提出してください。 ■ 届書の書式は協会けんぽのホームページからダウンロードできます。 ■ 組合管掌健康保険の方は健康組合へお問い合わせください。 <p>《必要なもの》健康保険任意継続被保険者住所変更届</p>	<p>全国健康保険組合協会群馬支部 《場所》前橋市本町二丁目2-12 スクエアビル 4F 《TEL》027-219-2100</p>
<p><input type="checkbox"/> 労災年金を受給されている方</p> <p>住所変更手続きが必要となります。届出用紙は前橋労働基準規準監督署にありますのでお問い合わせください。 《必要なもの》住所変更届、変更証明書</p>	<p>前橋労働基準監督署 《場所》前橋市大手町二丁目3-1 前橋地方合同庁舎 7階 《TEL》027-896-4537</p>
<p><input type="checkbox"/> 労働保険・雇用保険適用事業者の方</p> <p>住所変更手続きが必要となります。届出用紙は前橋労働基準規準監督署にありますのでお問い合わせください。 《必要なもの》労働保険名称・所在地等変更届、変更証明書</p>	<p>前橋労働基準監督署 《場所》前橋市大手町二丁目3-1 前橋地方合同庁舎 7階 《TEL》027-896-4537</p>

各種業務・許可・営業・所在地届・専門資格等

<p><input type="checkbox"/> 法人の県民税・事業税に係る事業者の方</p> <p>所在地変更届の提出が必要となります。変更届の用紙は前橋行政事務所にあります。また、群馬県のホームページからもダウンロードできます。 《必要なもの》変更証明書又は登記事項証明書（写しでも可）</p>	<p>前橋行政県税事務所 県税課 事業税係 《場所》前橋市上細井町2142-1 《TEL》027-234-1800</p>
<p><input type="checkbox"/> 登録電気工事業者・通知電気工事業者</p> <p>住所変更手続きが必要となります。ただし、今回の変更では、手数料はかかりません。詳細は前橋行政県税事務所総務振興係にお問い合わせください。</p>	<p>前橋行政県税事務所 総務振興係 《場所》前橋市上細井町2142-1 《TEL》027-231-2765</p>
<p><input type="checkbox"/> 建築士事務所の代表者の方</p> <p>住所変更については群馬県建築士事務所協会にお問い合わせください。</p>	<p>一般社団法人群馬県建築士事務所協会 《場所》前橋市元総社町二丁目23-7 《TEL》027-255-1333</p>
<p><input type="checkbox"/> 建築士の免許をお持ちの方</p> <p>住所変更については、群馬建築士会にお問い合わせください。</p>	<p>一般社団法人群馬建築士会 《場所》前橋市元総社町二丁目5-3 《TEL》027-252-2434</p>
<p><input type="checkbox"/> 宅地建物取引士の登録をしている方</p> <p>住所変更については、群馬県県土整備部住宅政策課宅建業係にお問い合わせください。</p>	<p>群馬県県土整備部住宅政策課 宅建業係 《場所》前橋市大手町1-1-1 《TEL》027-226-3525</p>

手続きの内容	手続き窓口
--------	-------

<input type="checkbox"/> 県道など土木事務所に属する公共用財産の占有許可証、使用許可証を交付されている方 <input type="checkbox"/> 宅地建物取引業を営まれてる方 住所変更については、前橋土木事務所にお問い合わせください。	前橋土木事務所 《場所》前橋市上細井町2142-1 《TEL》027-234-4224
<input type="checkbox"/> 建設業許可証を交付されている方 住所変更については、群馬県土木整備部建設企画課建設業対策室にお問い合わせください。	群馬県土木整備部建設企画課 《場所》前橋市大手町1-1-1 《TEL》027-226-3520
<input type="checkbox"/> 医療法人の代表者の方 住所変更については、群馬県医務課にお問い合わせください。	群馬県医務課医療指導係 《場所》前橋市大手町1-1-1 《TEL》027-226-2533
<input type="checkbox"/> 深夜酒類提供、古物営業、銃砲所持、風俗営業の届出を出している方 住所変更手続きが必要となります。詳細は前橋警察署にお問い合わせください。	前橋警察署生活安全課 《場所》前橋市総社町一丁目9-3 《TEL》027-252-0110

その他の手続き

<input type="checkbox"/> 電力会社 <input type="checkbox"/> 電話・携帯 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 生命保険・損害保険・自動車保険 <input type="checkbox"/> クレジットカード <input type="checkbox"/> インターネット	住所変更手続きについて、契約会社へお問い合わせください。
--	------------------------------

【参考】マイナンバーカード関連手続詳細

1 必要な手続

(1) マイナンバーカードの券面更新

カードに新しい住所を記載(カード表右下部分)し、カード内データを更新します。カードをお持ちの**すべての方が必要な手続**です。

※住所記載欄に十分な余白が無い場合は、窓口にてデータ更新のみ行い、改めてマイナンバーカードの申請をしていただく必要があります。
詳しくは窓口でご案内します。

(2) 署名用電子証明書(6桁以上英数字暗証番号)の発行

カードに署名用電子証明書を搭載している場合、住所変更により自動失効しますので、引き続き**署名用電子証明書を利用する場合は、手続をしてください**。ただし、原則15歳未満の方は、発行が出来ませんのでご注意ください。

※署名用電子証明書は、確定申告(e-Tax)、ふるさと納税等の電子申告、民間オンライン取引(オンラインバンキング、電子決済サービスの本人認証)などで使用するものです。

※利用者証明用電子証明書(4桁数字暗証番号)(マイナポータルへのログイン・保険証利用等で使用)は、失効しません。

2 手続可能窓口

- ・市役所1階4番窓口
- ・大胡支所、宮城支所、富士見支所、粕川支所

3 必要なもの

(1) **本人**が来庁する場合

- ①本人のマイナンバーカード
- ②住民基本台帳用暗証番号(4桁数字暗証番号)[分かれば]
- ③署名用電子証明書暗証番号(6桁以上英数字暗証番号)[分かれば]

※暗証番号記載票(カード交付時にお渡ししたもの)があれば持参してください。お手続がスムーズになります。

※②、③の暗証番号が分からない場合、窓口で再設定を行います。

裏面に続きます。

(2) 代理人(受任者)が来庁する場合

「1(1)マイナンバーカードの券面更新」は、**即日手続可能**です。

「1(2)署名用電子証明書の発行」が必要な場合は、**2回ご来庁いただく必要**があります。

詳細は、1回目の来庁時にご説明します。

- ①本人(委任者)のマイナンバーカード
- ②代理人(受任者)の顔写真付き身分証明書(有効期限内のもの)
(例)マイナンバーカード、運転免許証など
- ③本人(委任者)の住民基本台帳用暗証番号(4桁数字暗証番号)**[必須]**
- ④委任状(次ページ様式を使用したもの)
必要事項(日付、委任者欄、代理人欄)を必ず記入してください。

※③の**暗証番号が分からない場合は、即日お手続できません。**

※④は、本人と同一世帯(住民票上)の代理人が来庁する場合は、省略可能です。

※④は、対象者(委任者)ごとに必要となりますので、様式をコピーしてご利用ください。

4 参考

マイナンバーカードの券面更新等の手続をされない場合、本人確認書類として適切に使用できません。

また、マイナンバーカードを利用した各種手続(確定申告(e-Tax)、ふるさと納税等の電子申告など)が出来なくなる可能性がありますので、お早めにお手続ください。

なお、換地処分直後は、窓口の混雑が予想されます。おひとりにつき窓口ご案内後、10分程度処理時間がかかる見込みですので、お待ちいただく時間を含め、お時間に余裕をもってご来庁ください。

5 お問い合わせ先

前橋市市民課マイナンバーカード係
027-898-6101

委任状

下記内容は委任者がすべて記入してください。

(宛先) 前橋市長

令和 年 月 日

■ 委任事項 (該当項目に☑してください)

証明書の交付請求	<input type="checkbox"/> 住民票の写し	<input type="checkbox"/> 身分証明書
	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 (全部事項証明)	<input type="checkbox"/> その他証明書 []
	<input type="checkbox"/> 戸籍抄本 (個人事項証明)	<input type="checkbox"/> 【相続手続の場合の戸籍】 具体的内容 (例: ○○の出生~死亡、○○の死亡がわかるもの、兄弟関係がわかるもの)
	<input type="checkbox"/> 除籍・改製原戸籍謄本	
	<input type="checkbox"/> 戸籍の附票 (全部・一部)	
住所変更など	<input type="checkbox"/> 住所変更 (転入・転居・転出など) に関する事	
	<input type="checkbox"/> 世帯変更 (世帯主変更・世帯分離・世帯合併など) に関する事	
	<input type="checkbox"/> 旧氏併記 (旧氏登録・旧氏削除・旧氏変更など) に関する事 → 旧氏 _____ を登録・削除・変更	
	<input type="checkbox"/> 印鑑登録に関する事	
	<input checked="" type="checkbox"/> その他 (マイナンバーカード券面更新) に関する事	

■ 委任者 (頼む人)

住所 _____

電話番号 _____

氏名 _____

Ⓜ

生年月日 _____ 年 月 日

本人自署の場合は押印を省略できます
(法人を除く)

■ 代理人 (頼まれた人)

住所 _____

氏名 _____

生年月日 _____ 年 月 日

■ 注意事項

- 窓口で代理人のご本人確認をさせていただきますので、代理人の方は本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証など) をご持参ください。
- 委任状により個人番号 (マイナンバー) 入りの住民票を請求する場合、証明書は代理人に直接交付せず、委任者の住所あてに転送不要の簡易書留で郵送します。
- 氏名は、住民登録されているものをご記入ください。
- 法人の場合は法人所在地、法人名、代表者名を記入し代表者印を押印してください
- 記入漏れ等の不備がある場合は受付ができないことがあります。